

# 米国における「ロス401(k)プラン」の創設

## - 2006年に課税後拠出・引き出し時非課税の新制度導入 -

保険研究部門（ニューヨーク駐在） 高島 浩一

### 1. はじめに

米国では、本年6月7日に「大型減税法」が成立した。10年間で総額1兆3,500億ドルの約20年振りの大規模減税である。

主な内容は、所得税率の引き下げ、就学児童・生徒のいる納税者の所得控除拡大、相続税（連邦遺産税）の段階的廃止であるが、加えて、個人退職準備制度の見直しも盛り込まれた。その眼目はIRA（個人退職勘定）および401(k)プランの拠出限度額の段階的引き上げ<sup>(注1)</sup>であり、いわゆる「ロス401(k)プラン」等の創設も決まった。

「ロス401(k)プラン」は401(k)プランへの拠出限度額の引き上げが完了する2006年に創設される。以下その内容を概観する。

### 2. 概要

#### (1) ロスIRA

「ロス401(k)プラン」という名称は、1997年の税制改革で創設された「ロスIRA」<sup>(注2)</sup>と同様の仕組みを持つことに由来する。

1974年の従業員退職所得保障法（エリサ法）により創設された従来のIRAが、拠出金が所

得控除の対象となり拠出金・運用益への課税が引き出し時まで繰延べられるのに対し、「ロスIRA」は、拠出金の所得控除を認めない代わりに、5年以上保有すれば引き出し時に非課税措置が受けられる。

日本における課税後拠出・運用益非課税の制度としては、老人等のマル優<sup>(注3)</sup>・特別マル優<sup>(注4)</sup>、住宅財形<sup>(注5)</sup>、年金財形<sup>(注6)</sup>などがある。「ロスIRA」は、引き出しに制約があるという点を含め年金財形の制度に近い。

図表 - 1 ロスIRAと従来のIRAの比較

	ロスIRA	従来のIRA
所得控除	なし	従業員退職給付非対象者は拠出額。対象者は所得額に応じて段階的に削減。
引き出し時の課税	以下の要件を満たせば非課税。 ・口座開設後5年以上経過かつ59.5歳以上の引き出し ・死亡・高度障害 ・1万ドル未満の最初の住宅購入費、等	所得控除された拠出額と運用益は他の所得と合算課税。所得控除されていない拠出額は非課税。
早期引き出し	特定引き出し事由を除き、59.5歳未満の引き出しは運用益が他の所得と合算課税され、10%の早期引き出しペナルティが課される。	特定の引き出し事由を除き、59.5歳未満の引き出しは所得控除された拠出額と運用益が合算課税され、10%の早期引き出しペナルティが課される。
強制的引き出し	なし	70.5歳になると引き出しを開始しなければならず、最低引き出し額も設定されている。

## (2) 過去の経緯

「ロスIRA」は、拠出時の所得税率よりも退職時の税率が高くなることが予想される若年層、遺族に非課税で引き継ぎたい高年齢者層(70.5歳までの引き出し開始要件が課されないため非課税相続が可能となる)などが歓迎した。

成功を受けて、ロス上院議員(財政委員長)は、1999年に「ロスIRA」とほぼ同様の仕組みを持つ「ロス401(k)」創設を含む退職準備制度改革法案を提出した。しかし、民主党のクリントン大統領が、社会保障制度改革の実現まではいかなる減税法案にも署名しないとの立場を取ったため、法案は成立しなかった。

## (3) ロス401(k)プランの概要

政権が共和党のブッシュ大統領に変わったことにより、今回の「大型減税」では、2006年以降事業主が課税後拠出・引き出し時非課税の「ロス401(k)プラン」を導入することが認められた。

拠出額は、従来の401(k)プランと合わせて年間拠出限度額(2006年においては15,000ドル)の範囲内であり、口座は従来の401(k)プランとは分離して管理される。引き出し要件は、最初の拠出から5年以上経過後かつ59.5歳以降、または死亡・就業不能の場合等である。また、引き出した金額は、別の「ロス401(k)プラン」または「ロスIRA」へ引き継ぐこと(ロールオーバー)が可能である。

## (4) 評価

「ロス401(k)」については、「ロスIRA」とは異なり、70.5歳までの引き出し開始という要件が存在するため、相続対策としての活用には限界があるが、拠出限度額の引き上げもあり、引き出し時まで運用益に課税されないというメ

リットは大きい。しかし一方では、現在でも限度額一杯までの拠出を行っている従業員は少なく、「ロス401(k)プラン」の創設は、拠出限度額の引き上げと同様、高所得者優遇であるとの批判もある。

また、制度の導入は従来の401(k)プランと同様に任意であるため、雇用主が導入しなければ利用ができないとの問題もある。雇用主は制度導入が可能となる2006年までの間に十分な検討を重ねた上で、慎重に対応することとなる。

## 3. おわりに

日本では10月1日に確定拠出年金がスタートした。報道等によれば当初の予想に比べ企業側の対応はやや消極的のようにも感じられる。株式相場の低迷などもあり制度の定着までにはかなりの年月が必要となるのではないかと。

2006年と実際に導入されるのがやや先の話であるため、「ロス401(k)プラン」がどの程度雇用主である企業に受け入れられ、どの程度の従業員が参加するのかについては、現時点では予想がつかない。しかし、そのコンセプト自体は、日本における個人退職準備制度拡充の参考になると考えられる。

- 
- (注1) 401(k)プランの年間拠出限度額は現在10,500ドル。2002年に11,000ドルとなり、以後毎年1,000ドルずつ引き上げられ、2006年に15,000ドルとなる。
  - (注2) 立法を推進した共和党のウィリアム・ロス上院議員(当時)の名前を取って付けられた。
  - (注3) 正式名称は「老人等の小額預金の利子所得等の非課税制度」。扱いが可能な商品は、公社債、公社債投資信託、株式投資信託、円建外国債、預貯金、貸付信託・金銭信託。
  - (注4) 正式名称は「老人等の小額公債の利子の非課税制度」。マル優とは別枠で国債と公募地方債のみが対象。
  - (注5) 正式名称は「勤労者財産形成住宅貯蓄」
  - (注6) 正式名称は「勤労者財産形成年金制度」